

## 矢板市環境共生型住宅推進地域協議会有識者検討会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、矢板市環境共生型住宅推進地域協議会有識者検討会（以下「有識者検討会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 有識者検討会は、「21世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業」により整備される、モデルハウスの整備（設計・施工）に関し技術的な助言等を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 有識者検討会は、地域の特性や環境に対応したエコ技術について調査・検討を行い、モデルハウスの整備に関し助言を行う。

2 有識者検討会は、モデルハウスの基本設計及び実施設計に関し、設計者から設計内容を聴取し、技術的な助言を行う。

3 有識者検討会は、モデルハウスの施工時に現場見学会等（材料検査・試験）に立会い、施工者に対し技術的な助言を行う。

4 有識者検討会は、矢板市環境共生型住宅推進地域協議会（以下「協議会」という。）と連携を密にし、活動を行うものとする。

5 有識者検討会は、協議会から諮問をされた事項について、調査、研究等を行い、その結果について協議会へ報告するものとする。

### (委員及び組織)

第4条 有識者検討会の委員は、協議会及び市長が特に必要があると認めた者を持って組織し、市長が委嘱、または任命する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期はモデルハウスが完成するまでとし、補欠の委員の任期は前任

者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第6条 有識者検討会に次の役員を置く。

一 委員長 1名

二 副委員長 1名

2 委員長は、陣内雄次とする。

3 副委員長は、委員長が指名する。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は有識者検討会を代表し、有識者検討会の会議を主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第8条 有識者検討会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は必要に応じて、有識者検討会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 有識者検討会の庶務は、経済建設部農務課において処理する。

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか、有識者検討会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規定は、平成21年9月9日から施行する。

## 別表（第4条関係）

## 矢板市環境共生型住宅推進地域協議会有識者検討会委員名簿

（敬称略）

役 職	委 嘱 区 分	氏 名	所 属	備考
委員長	有識者(学識経験者)	陣 内 雄 次	宇都宮大学教育学部教授	
副委員長	有識者(学識経験者)	小 西 敏 正	宇都宮大学名誉教授	
委 員	地 域 代 表	橋 本 康 夫	栃木県地球温暖化防止活動 推進センター センター長	
委 員	市内環境活動家	和 気 充 子	エコビレッジ矢板	
委 員	矢 板 市	小 堀 幸 夫	矢板市経済建設部長	
事務局	環境省エコハウスモデル事業事務局 地域窓口担当	伊 藤 正 利	社)日本建築家協会 JIA 環境行動ラボ(有)イトウ・アーキツ・カイ 代表	
		津 久 井 良 樹	経済建設部参事兼農務課長	
	矢 板 市	永 井 進 一	農務課道の駅担当 主幹	
		高 久 英 治	農務課道の駅担当 主査	
		阿 美 利 和	市民福祉部環境課長	
		野 中 均	環境課生活環境担当副主幹	
	阿 久 津 功	環境課生活環境担当副主幹		